

# 「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」 に対する関係住民の意見を聴く場の開催について

国土交通省北海道開発局では、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下、「実施要領細目」という。）に基づき、幾春別川総合開発事業の検証に係る検討を進めています。

このたび、平成24年10月25日開催の「第4回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、実施要領細目に示されている検討結果の報告書（素案）を作成しましたので、今後の検討の参考とするため、以下により、関係住民の意見を聴く場を実施いたします。

## 1. 意見聴取対象

「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下、「報告書（素案）」）

## 2. 意見聴取対象者

以下に示す幾春別川及び石狩川下流域の市町村に在住の方

札幌市、岩見沢市、美瑛市、江別市、三笠市、石狩市、当別町、新篠津村

## 3. 応募方法

報告書（素案）に対して、意見の発表を希望される方は、『別紙-1 留意事項』を確認した上で、『別紙-2 応募用紙』に、届出者の必要事項、報告書（素案）に対するご意見等を記載して、「5. 応募用紙の提出先及び提出期限」によりご提出下さい。

## 4. 開催日時、開催場所

開催場所：岩見沢市自治体ネットワークセンター4階 マルチメディアホール  
岩見沢市有明町南1番地20

開催日：平成24年11月16日（金）

開催時間：18：30～20：30

## 5. 応募用紙の提出先及び提出期限

応募用紙に記入の上、以下の提出先まで期限内に送付。

提出先：国土交通省北海道開発局札幌開発建設部河川計画課内

「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討に関する意見募集」事務局宛

①郵送：〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目

②ファックス：011-618-4701

③電子メール：ikusyunbetsu\_koutyou@hkd.mlit.go.jp

（件名に、「幾春別川総合開発事業の検証に係る関係住民の意見を聴く場への応募」と明記して下さい）

提出期限：平成24年11月9日（金）17時必着

## 6. 「応募用紙」(様式)の入手方法

### ①インターネットによる入手

国土交通省北海道開発局「幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」  
ホームページ

URL: <http://www.sp.hkd.mlit.go.jp/kasen/09kawazukuri/06ikusyun/index.html>

### ②紙媒体による入手

7. ②の閲覧場所において応募用紙を配布。

## 7. 閲覧又は資料の入手方法

### ①インターネットによる閲覧

国土交通省北海道開発局「幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」  
ホームページ

URL: <http://www.sp.hkd.mlit.go.jp/kasen/09kawazukuri/06ikusyun/index.html>

### ②資料の閲覧場所

以下の場所において、資料の閲覧が可能です。なお、閲覧可能な時間は各場所の開庁時間に準じます。

- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部河川計画課(札幌市中央区北2条西19丁目)
- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部札幌河川事務所(札幌市南区南32条西8丁目2番1号)
- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部岩見沢河川事務所(岩見沢市7条東9丁目3番地1)
- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部江別河川事務所(江別市高砂町5番地)
- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部幾春別川ダム建設事業所(三笠市幾春別山手町91-1)
- ・札幌市役所下水道庁舎建設局下水道河川部河川事業課(札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1)
- ・岩見沢市役所企画財政部企画室(岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号)
- ・美唄市役所都市整備部都市整備課(美唄市西3条南1丁目1番1号)
- ・江別市役所建設部都市建設課(江別市高砂町6番地)
- ・三笠市役所企画経済部建設管理課(三笠市幸町2番地)
- ・石狩市役所建設水道部管理課(石狩市花川北6条1丁目30番地2)
- ・当別町役場建設水道部建設課(石狩郡当別町白樺町58番地9)
- ・新篠津村役場産業建設課(石狩郡新篠津村第47線北13番地)